

泉南市教育委員会会議 令和5年第7回定例会会議録

(1) 日時・場所

令和5年7月20日(木)

午後2時59分 開会 午後3時43分 閉会

泉南市役所 大会議室

(2) 教育委員会出席者

富森 ゆみ子	教育長
藪内 進	教育委員会委員(教育長職務代理者)
太田 淳子	教育委員会委員
湊 久晶	教育委員会委員
飯沼 治美	教育委員会委員

(3) 事務局出席者の職氏名

桐岡 秀明	教育部長
高山 智史	教育部次長兼教育総務課長
川口 哲生	教育部参事兼指導課長
西本 隆志	教育部参事(学校給食センター担当)
水田 好彦	生涯学習課長
服部 雄二	教育部参事(青少年センター館長)
石橋 広和	文化振興課長
石田 剛王	学力向上対策室長兼教育部参事(指導担当)
鳴戸 大輔	人権国際教育課長
上柴 忠孝	教育サービス課長兼教育サービス係長

(4) 休憩・遅刻等について

(5) 会議録署名者の氏名

富森 ゆみ子
飯沼 治美

泉南市教育委員会会議 令和5年第7回定例会 議事日程

令和5年7月20日(木) 午後2時59分 開会

泉南市役所 大会議室

日程番号	議案等の番号	件名
日程第1		開 会
日程第2		会議録の承認
日程第3	報告第1号	会議録署名者の指名
日程第4	報告第2号	教育長報告
日程第5	報告第2号	事務局報告
日程第6	報告第2号	(1) 泉南市公民館運営審議会委員の公募及び選考要綱等の一部改正について
日程第7	報告第2号	(2) 泉南市留守家庭児童会実施要綱の一部改正について
日程第8	議案第1号	泉南市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規則の制定について
日程第9	議案第2号	泉南市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第10	議案第3号	泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について
日程第11		その他

午後2時59分開会

○冨森教育長 それでは、まだ時間前ですけれども皆様おそろいようですので、ただいまから泉南市教育委員会会議令和5年第7回定例会を開催いたします。

出席者が過半数であり、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本日は、傍聴の方がいらっしゃらないので、これより日程に入りたいと思います。

日程第1、会議録の承認について、お諮りいたします。

泉南市教育委員会会議、令和5年第6回定例会会議録は、既に案として委員の皆様へ配付をいたしており、確認をいただいておりますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。

よって、泉南市教育委員会会議令和5年第6回定例会会議録は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第2、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、泉南市教育委員会会議規則第13条により、教育長のほかに教育長において飯沼委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

次に、日程第3、報告第1号、教育長報告を議題といたします。

(報告開始)

それでは改めまして、皆様、こんにちは。本日、市内の学校園は1学期の終業式を迎えております。夏休み前に若干発熱等で学級閉鎖をした学校もございましたが、昨年度に比べますとコロナウイルス感染症の感染者数も抑えられておまして、何とか1学期大きな事故もなく終わることができたと思っております。また、本日梅雨明けしたということですのでけれども、ここしばらくは暑い日が続いております。その中

で市内の4公民館では、明日から8月24日までの夏休み期間中の自習室開放をいたします。こういった場も使ってもらいながら子どもたちに安全に、夏休みを過ごしてもらいたいなと思っております。

また、6月後半には校園長訪問で、全16校園の校園長と1時間程度お話をしてみました。学校の状況について今年度力を入れている取組でありますとか、施設の状況であるとか、様々なお話をしてきました。なかなかお話しする機会がないのでついついお話ばかりしてしまっていて、校内の様子をあまりじっくり見てきていなかったんですけれども、例えばあおぞら幼稚園に伺ったときにはちょうど一丘小学校がお昼休みの時間で、一丘小学校の5年生の子どもが企画して幼稚園と小学生の子と一緒に鬼ごっこしていました。そういうふうには幼小連携をしているような様子も見てまいりました。

また、文化関係としましては、7月9日には市内4中学校の吹奏楽部と泉南市吹奏楽団の合同コンサートであるせんなんブラスフェスティバル2023が開催されました。最後に全員合奏でジャンボリミッキーを演奏していたんですけれども、演奏しているメンバーはもちろん、周りでミッキーの耳をつけた中学生が一生懸命かわいく踊っていました。

7月17日には市内の9つの団体が発表された市民合唱祭が文化ホールで開催されました。やはり昨年度までは関係者だけの入場だったんですけれども、今年度は一般の方が入れるようになりまして、かなりたくさんの方が御来場いただいていた状況でございました。また、最後に泉南市歌の「希望のうたにつつまれて」という歌があるんですけれども、全員合唱が行われまして、市役所にいる職員は毎日始業前に「希望のうたにつつまれて」が流れているのでどんな歌か知っていますが、会場の方に泉南市の歌があるのは御存じですかと司会の方が聞かれたら、あまり知っている方がいらっしゃら

ない状況でした。市民合唱祭などの場を生かして、泉南市歌を知っていただくというのも大事な機会なのかなと思っています。どちらのイベントもここ数年できていなかった全員で声を出したり、演奏したりすることが可能になってきたという状況は本当にありがたいことだなと思っていますし、市民の方に音楽に触れて楽しんでいただく機会がこれからも増えていけばいいなと思っています。

また、あと2週間ほどで教育委員会事務局執務室の一部が埋蔵文化財センターに移転をいたします。次回からは、主に埋蔵文化財センターで教育委員会会議を開催いたしますので、改めてどうぞよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

ただいまの報告に対しまして、御質問や御意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で本報告を終了いたします。

(報告終了)

続きまして、日程第4、報告第2号、事務局報告を議題といたします。

まず、1番目に泉南市公民館運営審議会委員の公募及び選考要綱等の一部改正について、石橋文化振興課長から報告がございます。

○石橋文化振興課長 それでは、私から事務局報告(1)泉南市公民館運営審議会委員の公募及び選考要綱等の一部改正についてを御説明いたします。

今回改正いたしましたのは、公民館運営審議会、文化ホール協議会、図書館協議会の公募により委員を選任する際に必要な手続を定めた要綱でございます。

現在、附属機関の委員を選出する場合は、泉南市自治基本条例第15条第1項によりまして、原則として全部または一部を公募で選任するようにということが定められております。

今回は令和5年9月末で文化ホール協議会、

10月末で公民館運営審議会が任期満了となります。これに先立ちまして、市民の公募を行う必要があることから選考要綱の改正を行ったものでございます。

具体的な改正箇所といたしましては、配付させていただいております資料の5、6ページ、11、12ページ、17、18ページにそれぞれの新旧対照表をつけさせていただいております。

3つの要綱とも同じ箇所を改正させていただいておりますので、公民館運営審議会の5、6ページを見て内容を御説明いたします。

まず、第8条第2項におきましては、選考のための審査表を新たに様式第1号として追加しております。

第8条第3項第1項イの誤字を訂正いたしております。

第8条第3項第2項の評定基準を今回追加いたしました様式第1号に合わせたものに改正いたしております。

第8条第6項、第9条第1項及び第3項におきましては、これまで教育長となっておったところ、泉南市教育委員会事務委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定に基づきまして、教育委員会に改めております。

改正点は、以上でございます。

なお、図書館協議会につきましては、令和6年度に任期満了となりますけれども、今回、ほかの要綱に併せまして改正いたしております。

また、市民委員を含めました新たな委員につきましては、令和5年9月と10月の教育委員会会議におきまして、改めて御審議いただく予定でございます。

私からは以上でございます。

○冨森教育長 ただいまの報告に対し、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に2番目の泉南市留守家庭児童会実施要綱の一部改正について、上柴教育サービス課長から報告がございます。

○上柴教育サービス課長 失礼します。報告第2号事務局報告(2)泉南市留守家庭児童会実施要綱の一部改正について、御説明申し上げます。

御配付しております資料1ページを御覧ください。

この実施要綱は、第1条の目的に記載がありますように、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業として、地域の実情を踏まえ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後、衛生及び安全が確保された専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、将来のわが国を担う子どもたちの健全育成、自立支援及び子育て支援を図ることを目的として、泉南市留守家庭児童会の実施に当たり、必要な事項について定めている要綱であります。

今回の主な改正内容につきましては、留守家庭児童会事務において、公印を使用している文書のうち、対応可能な文書について電子公印を使用することで、教育委員会の事務局移転後の本課における事務の効率化及び迅速化により、市民サービスの向上を図り、併せて通知文書の整理を行うとともに、各様式等の所要の改正を行うものであります。

次に、資料14ページから16ページを御覧ください。

様式第3号から様式第5号について、現在は公印を押印していますが、改正後はこちらの資料のように電子公印で対応することにより、事務の効率化及び迅速化を図ります。

次に、資料の7ページにお戻りいただけますでしょうか。

資料の7ページから9ページが新旧対照表になります。黄色マーカー部分について通知文書の整理を行うとともに、該当する条文や各様式等の加筆修正を行うなど、所要の改正を行うものであります。

最後に、この要綱の施行期日は令和5年8月1日です。

以上、簡単ではございますが、報告第2号、事務局報告(2)の説明といたします。

○冨森教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局からほかに報告事項はございませんか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で本報告を終了いたします。

次に、日程第5、議案第1号、泉南市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本議案の説明を高山教育部次長兼教育総務課長からお願いいたします。

○高山教育部次長兼教育総務課長 それでは、私から議案第1号、泉南市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、公文書における公印省略に関する規定を市の文書規程の表現と統一することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定により、本規則を提案するものであります。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

改正前は第28条で、「文書で重要でないものは台印契印を省略することができる。」となっておりますが、今回改正後につきましては、「公文書にはその記名に従い印章を押印する。ただし、重要でないもの又は全部を印刷したものは公印及び契印を省略することができる。前項の規定により、公印の押印を省略したときは、発信者名の下に「(公印省略)」と明記する。」と改正させていただきます。

泉南市文書規程の第25条でも、公印及び契印を省略できると規定されておりますので、今まで教育委員会の規定にはありま

せんでした公印省略の規定、それについて今回改正させていただきたいというものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○冨森教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号、泉南市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本議案の説明を水田生涯学習課長からお願いいたします。

○水田生涯学習課長 議案第2号、泉南市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、私から御説明させていただきます。

提案理由といたしまして、泉南市埋蔵文化財センターの管理運営について、泉南市庁舎管理規則の制度と同様に取扱いすることができるよう、所要の改正を行う必要があるため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定により、本規則を提案するものです。

2ページをご覧ください。泉南市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則でございます。先ほど教育長から説明があったように、令和5年8月7日をもちまして教育委員会事務局の機能を一部残し、埋蔵文化財セン

ターに移転いたします。

それに伴い、改正するというものでございます。埋蔵文化財センターで泉南市教育委員会が事務をするに当たり、庁舎の管理が必要になってまいりますので、それを泉南市の庁舎管理を準用するという事です。条文が挿入されましたことにより、第5条が一条下がりまして第6条となります。

3ページは、新旧対照表になっております。以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○冨森教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態についてでございます。

本議案につきましては、個人情報を含む内容であるため「泉南市教育委員会会議規則」第8条第1項の規定により、秘密会として議論することを発議します。

議論を公開しない秘密会にするには、「泉南市教育委員会会議規則」第8条第1項の規定により、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ、同条第2項により、討論を行わないでその可否を決しなければならないことと規定されております。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号、泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態については、公開しない秘密会により議論をすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、秘密会により議論をすることに決定いたしました。

(ここから秘密会)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(ここまで秘密会)

○富森教育長 次に、日程第8、その他について、事務局から何かございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これまでの報告、議案のほかには何か御質問や御意見等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、泉南市教育委員会会議令和5年第7回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

ちなみに、次回は教科書採択の関係で日程は令和5年8月21日月曜日、午後1時30分から泉南市埋蔵文化財センターで行いますので、よろしく願いいたします。

午後3時43分閉会

署名 ()

()